



# 鳥取県公報

平成13年 4月27日(金)  
第 7 2 7 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	遊漁規則の変更の認可 (297) (漁港課) .....	1
	基本測量の実施 (298) (管理課) .....	2
	開発行為に関する工事の完了 (299) (都市計画課) .....	2
選管告示	選挙管理委員の補欠 (25) .....	2
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) .....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第297号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 漁業権者の名称及び所在地

天神川漁業協同組合  
倉吉市大平町103 - 2

#### 2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第2号

#### 3 認可に係る変更の内容

次の表の左欄に掲げる漁法については、同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間中は遊漁してはならないこととする。

漁 法	区 域	期 間
投 網	三徳川のうち東伯郡三朝町大字山田地内の山田砂防堰堤から同町大字三朝地内の恋谷橋までの区域	1月1日から 12月31日まで
竿 釣 (フライ又は、ルアーを用いるものを除く。)	小鴨川のうち東伯郡関金町大字堀地内の堀橋上流堰堤から同町明高地内の3段堰堤までの区域	3月1日から 9月30日まで

#### 4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成13年 4月 日

**鳥取県告示第298号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年 4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成13年 4月11日から平成14年 3月20日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

**鳥取県告示第299号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により告示する。

平成13年 4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成12年 8月 9日 鳥取県指令倉土維10第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東伯郡北条町大字江北字中発原
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
倉吉市伊木282 - 2  
株式会社サンホーム  
代表取締役 近藤茂

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県教育委員会告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定に基づき、次の者を鳥取県選挙管理委員に補欠したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第5条第2項の規定により告示する。

平成13年 4月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

住 所	氏 名
米子市河崎1741 - 18	岩坂 紀子

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県庁第二庁舎耐震改修工事 (建築)

(2) 工事場所 鳥取市東町一丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県庁第二庁舎の耐震補強工事及びそれに伴う改修工事を特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工によって行う者である。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の概要

ア 建物の詳細

構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階・地下1階・塔屋2階

面積 建築面積 1,270m<sup>2</sup>

延べ床面積 12,306m<sup>2</sup>

イ 工事の概要

耐震補強工事 鉄骨枠付制震ブレースの設置 (74箇所) 等 (工事は、改修工事はフロアごとに下層階から上層階へ順次行うこと。)

内部改修工事 耐震補強工事による入居機関の配置の移転に伴う間仕切り変更等

(5) 工期 平成13年7月から平成15年11月30日まで

(6) 予定価格 1,019,109,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する代表者1名と県内に本店を有する代表者以外の者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般建築工事に係るものを有すること。

エ 平成13年4月27日 (金) から同年5月11日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が1,250点以上であること。

イ 平成8年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が5,000平方メートル以上の建物の制震改修工事又は免震改修工事を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成8年以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が3,000平方メートル以上の建物の制震改修工事又は免震改修工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

イ 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,010点以上であること。

ウ 平成4年以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,500平方メートル以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定より実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年4月27日（金）から同年5月11日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（電話番号0857 - 26 - 7765）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県庁第二庁舎耐震改修工事（電気設備）

(2) 工事場所 鳥取市東町一丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県庁第二庁舎の耐震補強工事及びそれに伴う改修工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 電気設備機器、配管配線等の耐震補強

イ 耐震補強工事（ブレース設置及び床補強）に伴い、電気設備機器、配管配線等の改修を行う。

(ア) 分電盤、幹線及び照明・コンセント設備を改修する。

(イ) 自動火災報知設備その他の弱電設備を改修する。

(5) 工事対象建物規模

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階・地下1階・塔屋2階  
延べ床面積 12,306㎡

- (6) 工期 平成13年7月から平成15年11月30日まで  
(7) 予定価格 318,255,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、代表者1名と県内に本店を有する代表者以外の者1名により自主的に結成されたものであること。  
イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。  
ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。  
エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。  
イ 電気事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。  
ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、電気工事に係るものを有すること。  
エ 平成13年4月27日 (金) から同年5月11日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
オ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更正手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。  
カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

### (3) 共同企業体の代表者の資格

#### ア 代表者共通の資格

- (ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の電気工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

- (イ) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。  
a 平成4年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。  
b 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。  
c 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

#### イ 県内に本店を有する者のみに必要な資格

- 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された電気工事に係る総合点数が980点以上であること。

ウ 県外に本店を有する者のみに必要な資格

(ア) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気工事の総合評点が860点以上であること。

(イ) 県内に支店を有し、当該支店に正社員の技術職員が20名以上いること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。

イ 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者又は同法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年4月27日（金）から同年5月11日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（電話番号0857 - 26 - 7765）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取県庁第二庁舎耐震改修工事（機械設備）
- (2) 工事場所 鳥取市東町一丁目
- (3) 工事内容
  - ア 本件工事は、鳥取県庁第二庁舎の耐震補強工事及びそれに伴う改修工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
  - イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の詳細
  - ア 設備機器、配管、空調ダクト等の耐震補強（変位吸収及び耐震支持補強等）
  - イ 耐震補強（ブレース設置及び床補強）に伴い、設備機器、配管、空調ダクト等の改修を行う。
    - (ア) 空調機を屋上機械室及び8階機械室へ分散して設置するとともに機器を更新する。
    - (イ) パイプシャフトが一部移動するため、ダクト、冷温水配管等の撤去及び新設を行う。
- (5) 工事対象建物規模
  - 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階・地下1階・塔屋2階
  - 延べ床面積 12,306㎡
- (6) 工期 平成13年7月から平成15年11月30日まで
- (7) 予定価格 499,495,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件
  - ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
  - イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
  - ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
  - エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
  - ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、管工事に係るものを有すること。
  - エ 平成13年4月27日（金）から同年5月11日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - オ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
  - カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でない



こと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された管工事に係る総合点数（以下「総合点数」という。）が990点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の管工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。

イ 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者又は同法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年4月27日（金）から同年5月11日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（電話番号0857 - 26 - 7765）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。  
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。